

人権コラム 心、豊かに

◆子どもの幸福の先に

103,260 件。

全国の児童相談所が 2015 年度に対応した児童虐待の相談件数（速報値）です。うち、大分県は 983 件で、九州 7 県では福岡、熊本に次いで 3 番目に多い件数となっています。

虐待は、「身体的」・「性的」・「ネグレクト（育児放棄等）」・「心理的」に分けられますが、2015 年度の相談件数の約半数を「心理的虐待」が占めています。これは、子どもが見ている前で保護者が配偶者等に暴力を振るう「面前DV」が心理的虐待にあたるとして、警察からの通告の増加が一因であるとされています。

子どもを虐待する者の約半数は実母、次に実父です。虐待の多くは「貧困」や「障がい」、「虐待の連鎖」、「地域社会からの孤立」など、さまざまな事情が複雑に絡みあって起きており、ほかに病気や失業など不意に深刻な問題に直面した時などにも起きてしまうようです。このような状況の家庭すべてで虐待が起きる訳ではありませんが、どの家庭でも起こり得ることがわかります。ひとりで悩み続け、苦しみ、心が追いつめられた末に、子どもへの悲しい行動に走ってしまう。虐待の実態から子どもを救うには、まず親（保護者）の心を救うことが先なのかもしれません。

1989 年に国連で採択された「子どもの権利条約」。この条約に深く影響を与えたといわれる「子どもの権利の尊重」を発表したポーランドのクルチャック氏は、『子どもは幸福になる権利を持っている。子どもの幸福なしに、大人の幸福はあり得ない。』と語っています。

子どもの幸せな笑顔は、周囲に安堵感や活力をもたらし、大人も思わず笑みがこぼれます。その子どもたちの笑顔と幸せに暮らす権利を守るのは、大人だけです。いかなる理由や事情があっても、児童虐待は子どもへの「人権侵害」であることを強く心に留める行動が望まれています。

— 「もしかして」 あなたが救う 小さな手 — （平成 27 年度「児童虐待防止推進月間」標語の最優秀作品）